

## 【歯科】個別指導における指摘事項

区分	指摘項目	指 摘 内 容	算定区分	算定項目等	指摘対象 機関数
1 基本診療料等	1 算定要件関係	<p>歯科初診料の算定要件を満たさない例が見られたので、改めること。</p> <p>※診療録第1面の記載内容から、歯科医学的に初診行為が的確に行われていない。</p> <p>※健康診断、リコール、定期健診及びフッ素塗布等の目的での初診料の算定は認められない。</p> <p>※医者・患者関係が継続している状態での初診料の算定は認められない。</p> <p>※算定誤りに伴う歯周基本治療(1回目:所定点数)での算定は認められない。</p> <p>※歯周疾患等の慢性疾患である場合等であって明らかに同一の疾病又は負傷であると推定される場合での初診料の算定は認められない。</p> <p>※初診時にパノラマ、歯周精密検査、歯科疾患管理料、口腔内写真検査、歯科衛生実地指導料、歯周基本治療、歯周基本治療処置が主訴等に関係なく傾向的に算定されていたので必要性を勘案のうえ取り扱うこと。</p>	A000	初診料	5
		4			
		8			
		1			
		2			
		12			
		<p>歯科再診料の算定要件を満たさない例が見られたので、改めること。</p> <p>※保険外診療が主体であるにもかかわらず、歯科再診料を算定している例が見られた。</p> <p>月初めの再診時に、歯科疾患管理料、歯科衛生実地指導料、歯周基本治療処置、機械的歯面清掃処置が事務的かつ傾向的に算定されていたので、改めること。</p> <p>明細書発行体制等加算において、不適切な例が見られたので、改めること。</p> <p>※算定した診療報酬の区分、項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付する旨の院内掲示を行っていない。</p>	A002	再診料	3
		8			
		2			
		2			
区 分 計					45
2 医学管理料等	1 診療録・文書等の記載関係	<p>記載内容が算定要件を満たしていない例が見られたので、改めること。</p>			22

## 【歯科】個別指導における指摘事項

区分	指摘項目	指 摘 内 容	算定区分	算定項目等	指摘対象 機関数
		情報提供が文書により行われていない例が見られたので、改めること。			4
		提供文書の写しの診療録への未添付例が見られたので改めること。			2
		1. 歯科疾患管理料	B000-4	歯科疾患管理料	
		※患者の同意が得られていない。			12
		※指導・管理計画の未策定。			18
		※担当の歯科医師の氏名に係る記載がない。			2
		※治療計画等に変更があったにもかかわらず、管理計画書(継続)が提供されていない。			1
		※患者にとって有益な個別具体的内容が情報提供されていない。			16
		※管理計画書の備考欄に文書提供が不要である旨の患者による記載がないにもかかわらず、2回目以降の継続管理計画書を作成していない。			6
		※継続的な管理が行われていない。			1
		※患者に提供された管理計画の内容が実際に行われた治療内容が異なる又は必要となる情報とは言えない。			2
		※一連の管理計画、管理内容が診療録に記載されていない又は不十分。			7
		2. 歯科衛生実地指導料	B001-2	歯科衛生実地指導料	
		※指示内容が診療録に記載されていない。			5

## 【歯科】個別指導における指摘事項

区分	指摘項目	指 摘 内 容	算定区分	算定項目等	指摘対象 機関数
		※実態の指導実施時間(開始及び終了時刻)に基づいて取り扱われていない。			6
		※歯科衛生士業務記録簿が作成されていない。			3
		※指導後に主治の歯科医師への報告がされていない。			4
		※歯科衛生士業務記録の歯科医師からの指示内容、口腔内状況、プラークチャート、指導実施時刻、担当者の署名に係る記載がない。			5
		3. 新製有床義歯管理料	B013	義歯管理料	
		※提供文書に欠損の状態に係る記載がない。			6
		※提供文書に担当の歯科医師の氏名に係る記載がない。			2
		※提供文書に保存及び清掃の方法に係る記載がない。			1
区 分 計					125
3 検査	1 算定要件関係	平行測定検査について、算定要件を満たさない例がみられたので改めること。  ※支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合において、測定方法が算定要件を満たさない例、平行測定のための模型を製作していない例、模型を廃棄した例が見られた。  ※測定結果の診療録記載がない又は乏しい。	D004	平行測定	
					5
					3
区 分 計					8
4 画像診断	1 算定要件関係	デンタル及びパノラマエックス線について所見記載がない又は不十分なので、改めること。  デンタル及びパノラマエックス線写真において、不鮮明、現像処理が不適切なものが見られたので、改めること。	E000	写真診断	16
					3

## 【歯科】個別指導における指摘事項

区分	指摘項目	指 摘 内 容	算定区分	算定項目等	指摘対象 機関数
		確認できない歯科エックス線撮影が見られたので、適切に取り扱うこと。			1
		診断、治療に必要な部位が撮影されていないデンタルエックス線写真が見られたので、改めること。			4
		デンタルエックス線写真と診療録の診断所見記載との間で不一致が見られたので、改めること。			2
		必要性の乏しい歯科パノラマ断層撮影が見られたので、改めること。			2
区 分 計					28
5 投薬等		投薬において、画一的投与、過剰投与、長期漫然投与が見られたので、病名、症状及び経過等を考慮のうえ、投与量をその都度決定すること。			11
		原則併用禁忌とされている薬剤の投薬が見られたので、改めること。			1
		適応外処方が見られたので、改めること。			1
		院内処方と院外投薬が混在する状況であったので、適切に取り扱うこと。			1
		必要性の乏しい含嗽剤の処方が見られたので、改めること。			1
		情報提供を行うべき内容が十分でなく算定要件を満たさない例が見られたので、改めること。	B011-3	薬剤情報提供料	8
区 分 計					23
6 歯周治療	1 検査、診断等	『歯周病の診断と治療に関する指針』を参照し、歯科医学的に妥当・適切な歯周治療を行うこと。	D002	歯周病検査	25
		歯冠修復、欠損補綴と並行し、歯科医学的に不適切な歯周治療を行っている例が見られたので、改めること。			8
		歯周病に係る症状、所見等の診療録記載に乏しく、診断根拠や治療方針が不明確であるので、改めること。			22

## 【歯科】個別指導における指摘事項

区分	指摘項目	指 摘 内 容	算定区分	算定項目等	指摘対象 機関数
		治癒の判断、治療計画の修正等が的確になされていないので、改めること。			17
		歯周基本治療の後に確認の歯周病検査を行わず、歯周治療を終了している例、補綴治療に着手している例が見られたので、改めること。			7
		歯周ポケットが的確に測定されていない歯周基本検査及び歯周精密検査が見られたので改めること。			1
		画像診断所見等から判断して、歯周病検査の結果が妥当性を欠いている例が見られたので、検査手技の改善を図り的確に実施すること。			4
		検査結果が確認できず算定要件を満たしていない歯周基本検査が見られたので、改めること。			5
		検査結果が確認できず算定要件を満たしていない歯周精密検査が見られたので、改めること。			1
		歯周基本検査結果(動揺度検査)にまとめ書きしたのが見られたので、1歯単位に記載すること。			1
		口腔内写真検査で写真を示した患者への動機付けがなく、算定要件を満たさない例が見られたので、改めること。			2
		プラークチャートが未実施で算定要件を満たしていない歯周精密検査が見られたので、改めること。			2
	<b>2 処置、手術等</b>	歯周外科手術(FOp、歯周ポケット搔爬術)における手術内容等の診療録記載がない又は乏しいので、改めること。	<b>J063</b>	<b>歯周外科手術</b>	5
		画像診断所見等から判断して歯周外科手術(FOp、歯周ポケット搔爬術、ENAP)の必要性がないのが見られたので、改めること。			3
		欠損部に対して歯周外科手術(FOp)を算定していたので、改めること。			1
		補綴治療後、当該補綴部位に歯周外科手術(FOp)を行っている例が見られたので、改めること。			1
		必要性の認められない暫間固定(簡単なもの)が行われていたので改めること。	<b>IO14</b>	<b>暫間固定</b>	4

## 【歯科】個別指導における指摘事項

区分	指摘項目	指 摘 内 容	算定区分	算定項目等	指摘対象 機関数
		暫間被覆冠を暫間固定として算定しているものが見られたので、改めること。			1
		目的が異なる歯周治療用装置が見られたので、改めること。	IO11	歯周基本治療	1
		臨床所見、治療経過の診療録記載がないSRPが散見され(見られ)たので、改めること。			3
		不適切な歯周病検査に基づいて、スケーリングを行っている例が見られたので、改めること。			1
		不適切な歯周病検査に基づいて、SRPを行っている例が見られたので、改めること。			2
		診療経過等から判断して再度のスケーリングの必要性が認められないものが見られたので、改めること。			1
		機械的歯面清掃処置が歯周基本処置より前に行われている不適切な例が見られたので、改めること。			1
		検査結果等から判断して、1度に全顎のスケーリング、SRPの必要性が認められないものが見られたので、改めること。			1
		検査結果、臨床所見等から判断してSRPの必要性が認められないものが見られたので、改めること。			6
		補綴治療後、同一部位に歯周基本治療(SRP)を行っている症例が見られたので、改めること。			1
		歯周基本治療から、次の歯周病検査までの間隔が短く、歯科医学的に妥当・適切と認められないので、改めること。			2
		歯周病安定期治療について症状安定を確認する目的で実施した歯周病検査の要点や歯周病安定期治療の治療方針等を文書により情報提供を行っていない不適切な例が見られたので、改めること。	IO12	歯周安定期治療	3
区 分 計					132
7 処置	1 歯内療法関係	加圧根管充填加算において、算定要件を満たさないものが見られたので、改めること。	IO08	根管充填	8
		実際の根管数に基づかずに根管充填を含む一連の根管治療の算定をしている例が見られたので、改めること。			4

## 【歯科】個別指導における指摘事項

区分	指摘項目	指 摘 内 容	算定区分	算定項目等	指摘対象 機関数	
		的確な診断に基づかずに抜随処置や感染根管処置を行っていた例が見られたので、改めること。	I005 I006	抜随 感染根管処置	2	
		算定要件を満たさない消炎拡大処置が見られたので、改めること。	I007	根管貼薬処置	1	
	2 除去料等	歯根の長さの1/3未満の鑄造体の除去を『根管内ポストを有する鑄造体』の除去として算定していたので、改めること。	I019	歯冠修復物又は 補綴物の除去	4	
		画像診断で除去物が確認できないにもかかわらず根管内ポストを有する鑄造体の除去の算定が見られたので、改めること。			1	
		歯科パノラマ断層撮影写真から判断して切断数が不一致のものが見られ、実際に行ったブリッジの切断数に基づかずに切断を算定していたので、改めること。			3	
	3 その他	顎関節症及び歯ぎしりに対する治療に当たっては、その診断根拠等を明確にして、適切に取り扱うこと。				15
		顎関節症又は歯ぎしりの治療を目的とするものでないものを算定していたので、改めること。				4
		算定要件を満たさない不適切なう蝕処置が見られたので、改めること。				2
		咬合支持に関わる欠損補綴の直後に、歯科医学的に不適切な顎関節治療を行っていたので、改めること。				1
		算定要件を満たさない床副子調整が見られたので、改めること。	I017-2	床副子調整	8	
区 分 計					53	
8 リハビリテーション		歯科口腔リハビリテーション料1(有床義歯)の場合について、次の不適切な例が見られたので、改めること。	H001-2	歯科口腔リハビリ テーション料1		
		※診療録に調整等の記載が無い。			9	
		※診療録に調整等の記載が乏しく画一的である。			1	
区 分 計					10	

## 【歯科】個別指導における指摘事項

区分	指摘項目	指 摘 内 容	算定区分	算定項目等	指摘対象 機関数	
9 手術		難抜歯について算定要件を満たさないものが見られたので、改めること。	J000	抜歯手術	8	
		的確な診断に基づかずに抜歯処置を行っていたので、改めること。			4	
		骨性の完全埋伏歯又は歯冠部が3分の2以上の骨性埋伏である水平埋伏智歯でないものに対して下顎完全埋伏智歯加算を算定している不適切なものが見られたので、改めること。			2	
		埋伏歯抜歯について算定要件を満たさないものが見られたので、改めること。			1	
		歯根嚢胞摘出手術(歯冠大)について算定要件を満たさないものが見られたので、改めること。	J003	歯根嚢胞摘出手術	2	
区 分 計					17	
10 歯冠修復・欠損補綴	1 補綴時診断料	算定要件を満たさない補綴時診断料の請求がみられたので改めること。	M000	補綴時診断料		
		※1口腔単位で的確な補綴時診断がなされていない。			17	
		※欠損部の状態、欠損補綴の名称及び設計の診療録記載がない。			15	
	2 歯冠修復	5分の4冠を誤って全部金属冠として取り扱っているものが見られたので、改めること。				1
		鉤歯に対して、HJC、CAD/CAM冠により歯冠修復している不適切な例が見られたので、改めること。				4
		診療録にスクリューポスト(支台築造用)を使用したことが記載されているにもかかわらず、画像診断上確認できないその他の支台築造が見られたので、改めること。				1
	3 ブリッジ	金属裏装ポンティックにおける人工歯の取扱いに誤りが見られたので、改めること。				1
		「ブリッジの考え方2007」及び取扱通知に則した設計ではなく、保険給付の対象とはならないブリッジにより補綴している例が見られたので、改めること。				6
		ブリッジの一部であるにもかかわらず、誤って算定された単冠が見られたので、改めること。				3



## 【歯科】個別指導における指摘事項

区分	指摘項目	指 摘 内 容	算定区分	算定項目等	指摘対象 機関数
		ブリッジの支台として不適切なものが見られたので、適切に取り扱うこと。			1
		ブリッジを仮着の段階でブリッジ本体と装着料等を算定しているものが見られたので、改めること。			1
	<b>4 有床義歯</b>	有床義歯の製作において、保険請求と歯科技工指示書、歯科技工納品書の記載に相違がある不適切な例が見られたので、改めること。			1
		大連結子について、歯科技工指示書に部位、設計の記載がなく、使用理由が明らかでない、必要性に乏しい例が見られたので、改めること。			1
		大連結子が傾向的に算定されているが、必要性を考慮のうえ取り扱うこと。			2
		誤った解釈の1装置に複数本の大連結子の算定が見られたので、改めること。			2
		欠損歯数と排列歯数の取扱いで誤請求が見られたので、改めること。			1
		残根上の根管処置及び根面被覆処置を行わず、残根上義歯が新製されていたので、改めること。			2
		残根上義歯の保険診療における取り扱いに留意すること。			2
		算定要件を満たさない床修理が見られたので、改めること。			3
	<b>5 クラウン・ブリッジ維持管理料</b>	算定要件を満たさないクラウン・ブリッジ維持管理料の請求が見られたので、改めること。	M000-2	クラウン・ブリッジ 維持管理料	
		※実際に患者に提供した提供文書の写しの診療録への未添付。			2
		※インレーブリッジ、複雑インレーにおいて算定していた。			5
		※補綴部位の不備。			3

## 【歯科】個別指導における指摘事項

区分	指摘項目	指 摘 内 容	算定区分	算定項目等	指摘対象 機関数
	6 保険外診療	保険診療から保険外診療に移行した場合には、その旨を診療録に記載すること。			8
		一連の保険診療の中で保険外診療を行っていたので、改めること。			3
		保険外診療で製作した歯冠修復物の支台築造を保険診療で請求していた例、保険適応外の欠損補綴物に対する修理等に係る請求をしていた例が見られたので、改めること。			2
		保険外診療として行った歯冠修復及びブリッジに係る歯冠形成について、保険診療で算定している不適切な例が見られたので、改めること。			1
		保険外診療として取り扱うべき大連結子が見られたので、改めること。			1
区 分 計					89
11 在宅医療		算定要件を満たさない歯科訪問診療料が見られたので、改めること。	C000	歯科訪問診療料	
		※患者状況の具体的な診療録記載がない又は乏しい。			3
		※患者の状況に基づいた訪問診療の計画を策定していない。			5
		※患者が付き添いにより外来受診した際に、歯科訪問診療料、在宅患者等急性歯科疾患対応加算を算定していた。			1
		※訪問歯科衛生指導に係る実施時間との重複、レセプトの診療日及び実施時間との不一致。			1
		※歯科訪問診療に係る診療録記載に不備(開始及び終了時刻)。			4
		特別な関係にある施設に赴き歯科訪問診療料を算定していたので、改めること。			
	算定要件を満たさない訪問歯科衛生指導が見られたので、改めること。	C001	訪問歯科衛生指導料		
※患者が付き添いにより外来受診した際に、訪問歯科衛生指導を算定していた。	1				

## 【歯科】個別指導における指摘事項

区分	指摘項目	指 摘 内 容	算定区分	算定項目等	指摘対象 機関数
		※歯科衛生士業務記録が作成されていない。			1
		※提供文書の写しが診療録に添付されていない。			1
		※単なる日常清掃等の口腔ケアに該当。			2
		※訪問指導計画及び指示概要の診療録への未記載。			1
		※訪問歯科衛生指導に係る診療録記載(開始及び終了時刻)の不備。			2
		歯科疾患在宅療養管理料及び口腔機能管理加算について、次の不適切な例が見られたので、改めること。	C001-3	歯科疾患在宅療養管理料	
		※歯科疾患在宅療養管理料の初回算定日に文書提供が行われていない。			1
		※口腔機能管理加算を算定しているにもかかわらず、患者、家族等に対して文書により情報提供が行われていない。			1
		※患者にとって有益な個別具体的内容が情報提供されていない。			1
区 分 計					26
12 その他		治療にあたっては、的確な診断の基に治療計画を立て、患者の同意のもとに適切な治療を行うこと。			2
		療養担当規則(経済上の利益の提供による誘引の禁止)に抵触する行為が確認されたので、直ちに改めること。			1
		同一ビル中の保険薬局への誘導が行われていたので、直ちに改めること。			1
		歯科衛生士が行った業務について、歯科衛生士業務記録を的確に作成すること。			12
		歯科衛生士、歯科助手、歯科技工士の業務範囲に十分留意すること。			6

## 【歯科】個別指導における指摘事項

区分	指摘項目	指 摘 内 容	算定区分	算定項目等	指摘対象 機関数	
		不適切な院内技工としての取り扱いが見られたので、改めること。			1	
		保険医は診療にあたっては、患者の希望のみにより行うのではなく、療養担当規則を遵守し、保険診療として必要があると認められる場合に必要の程度において、常に医学の立場を堅持して行うこと。			2	
区 分 計					25	
13 請求事務	1 総論的事項	診療録とレセプト、領収証及び日計表との間において、診療内容、病名、所定点数及び合計点数の不一致が見られたので、突合チェックを保険医により十分に行うこと。			5	
		診療録とレセプトの間において、訪問診療における診療日及び実施時間が一致しない不適切な例が見られたので、突合確認を保険医により十分に行うこと。			1	
		歯科技工納品書とレセプトとの間において、設計内容(歯式)又は使用金属が一致していない不適切な例が見られたので、突合確認を保険医により十分に行うこと。			5	
		被保険者証のコピーを保有することは個人情報保護の観点から好ましくないので行わないこと。			6	
		被保険者証の確認を励行すること。			3	
		支払基金・国保連合会からの返戻、増減点連絡書は内容を十分検討し、以後の診療に反映させるなど活用を図ること。			8	
	2 一部負担金	一部負担金の徴収について以下の点について、改めること。				
		※療養担当規則第5条の2の2に従って個別の費用ごとに区分して記載した領収書を交付していない。			1	
		※歯科訪問診療において、領収書を月ごとにまとめて発行していたもの、領収印の日付が無い又は発行日よりも前の日付のものが見られたので、改めること。			1	
		※歯科訪問診療において、診療明細書の交付を行っていない。			1	
		※徴収すべき者(親戚、家族、従業員とその家族)から徴収されていない。			6	
※未収の一部負担金の管理が不十分である。(未収金管理簿の未作成、納入督促が的確に行われていない)			10			

## 【歯科】個別指導における指摘事項

区分	指摘項目	指 摘 内 容	算定区分	算定項目等	指摘対象 機関数
		1ヶ月分の診療内容、金額等をまとめ書きした領収書を交付している例が見られた。			1
区 分 計					48
14 施設基準等 届出関係	1 保険外併用療 養費	金属床総義歯の取扱いが不適切であるので、改めること。			4
	2 届出関係	届出事項に変更があった場合には、速やかに厚生労働省北海道厚生局医療課に届出ること。			11
		※保険医の異動は、常勤、非常勤にかかわらず、速やかに届け出ること。			3
		※診療日、診療時間及び診療科名の変更が見られたので、速やかに届け出ること。			
	3 院内掲示	院内掲示が不適切であるので、改めること。			
※届出がないにもかかわらず、院内掲示している。					10
※届出事項に関する事項の掲示がない。					3
※旧名称で掲示されている。					1
		※歯科技工士が勤務していないにもかかわらず、実態と異なり歯科技工士が勤務していると掲示をしている。			
区 分 計					36
15 診療録	1 診療録の記載に当たっては、次の点に留意すること。				
	※診療録は保険請求の根拠であることを認識し、必要な事項の記載を十分に行うこと。				24
	※同一の患者を複数の歯科医師が担当する場合には、責任の所在を明確にするため、診療日ごとに担当した歯科医師が署名又は記名押印を行うこと。				8

## 【歯科】個別指導における指摘事項

区分	指摘項目	指 摘 内 容	算定区分	算定項目等	指摘対象 機関数
		※実際に診療を担当した歯科医師が遅滞なく的確に記載すること。			9
		※診療録が歯科医師以外の者(歯科衛生士、歯科助手、受付)により一部記載されていたので、診療録の記載は担当医師が行うこと。必要があって歯科衛生士に口述筆記させた場合には、担当医師が確認して署名又は記名押印を行なうこと。			3
		2 パソコン等を使用した診療録の場合は更に次の点に留意すること。			
		※OA機器による診療録の作成に当たっては、関連通知に従い、情報の管理体制に十分留意した上で保険医のもとで作成し、その都度プリントアウトした書面で診療を行った保険医が必ず記載内容に誤りがないことを確認した後に、署名又は記名押印を行うこと。			24
		※手書きでの加筆部分、別紙記載が見られたが、記載時期を含めて適切に取り扱うこと。			5
		3 診療録第1面の主訴、傷病名、歯式、初診時の口腔内所見、開始、終了、転帰等に係る記載を的確に行うこと。			23
		※主訴の記載は患者自身の言葉で行うこと。			2
		※略称病名ではなく正式な診断名を記載すること。			7
		※全身病状、投薬内容、必要な事項は必ず記載すること。			4
		※治療が必要な傷病名は初診時に全て記載するよう努めること。			11
		※再度の初診の取扱い及び診療録の記載に留意すること。			2
		4 診療録第2面以降の記載内容が不十分であるので充実を図ること。			
		※症状・所見・処置内容・指導内容・検査結果・治療方針等			22
		※歯内療法時の根管充填材(剤)名			1

## 【歯科】個別指導における指摘事項

区分	指摘項目	指 摘 内 容	算定区分	算定項目等	指摘対象 機関数
		※麻酔時の使用薬剤名及び薬剤使用量			9
		5-1 診療録の記載方法、記載内容に不適切な例が見られたので、改めること。			20
		※持参された診療録が指導前に新たにプリントアウトされたものであり、一部負担金徴収時の記載内容と同一である保証がない。			2
		※実際に一部負担金が徴収された状況等にもとづいて負担金徴収欄が記載されていない。			1
		※鉛筆による記載。			2
		※診療行為の手順と異なる記載。			7
		※欄外への記載。			2
		※判読困難な記載。			1
		※既に廃止された項目の略称の記載。			1
		※行間を空けた記載。			1
		※二本線で抹消せず、修正液による不適切な診療録の訂正。			2
		※根拠が不明確・不適切な診療録の訂正（訂正した内容、日時、根拠が不明等）。			8
		※事後に撮影された歯科パノラマ断層撮影と処置内容の相違。			1
		※診療録上で請求内容と相違する有床義歯の設計（図示）。			1

## 【歯科】個別指導における指摘事項

区分	指摘項目	指 摘 内 容	算定区分	算定項目等	指摘対象 機関数
		5-2 保険医療機関の責務として診療録上で診療実日数及び合計点数の月締めを行い診療録に記載するとともに、レセプトとの突合確認に活用すること。			2
		※診療報酬請求時の点検により請求内容等を変更しているにもかかわらず、診療録の記載内容が訂正されていない。			2
		※診療報酬請求後の診療録の差し替え。			1
		5-3 診療録の紛失が見られたので、歯科医師法及び療養担当規則で管理者、歯科医師及び保険医療機関に診療録の保存を義務づけている法的意義及び重要性を十分理解し、適正に保存すること。			1
		6 歯科医師法及び療養担当規則で歯科医師及び保険医に診療録の記載を義務づけている法的意義及び重要性を十分理解すること。			24
区 分 計					233
16 技工指示書		歯科技工指示書が歯科医師以外の者(歯科衛生士、歯科助手、受付)により一部記載されていたので、歯科技工指示書の記載は担当医師が行うこと。やむを得ず口述筆記させた場合には、必ず担当医師が記載内容を確認して署名又は記名押印を行うこと。			7
		保存期間内に紛失した歯科技工指示書、技工納品書が散見された(一部見られた)ので、整理保管に留意すること。			3
		歯科技工納品書で技工物の使用材料が特定できるように、歯科技工所に依頼すること。			8
		記載内容(設計・作成の方法・使用材料、歯科医師の住所、歯科医師の氏名等)に不備が見られたので、改めること。			17
区 分 計					35